

- **ご注意**

1. ご視聴に関して

講演資料や受信映像(画面キャプチャを含む)の保存、録音、録画、再配布は禁止します。

2. 講演資料のご準備にあたり

講演発表は著作権上の公衆送信にあたると考えられますので、発表スライドや映像・音声などのコンテンツは著作権上問題のないものに限るようご注意ください。

① 特に「引用」に関しては、著作権法第32条第1項に

「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」こととされており、また、引用の際下記の要件を満たす必要があります※1。

- (1)他人の著作物を引用する必然性があること。
- (2)かぎ括弧をつけるなど、自分の著作物と引用部分とが区別されていること。
- (3)自分の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること(自分の著作物が主体)。
- (4)出所の明示がなされていること。(第48条)

※1 https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html

② 写真や音声、映像に関して下記にご留意ください。

- (1)人の写真を掲載する場合、本人の許可を取るか、顔が分からないように加工してください。(肖像権)
- (2)芸能人や著名人の写真は一切使用しないでください。(パブリシティ権)
- (3)神社・寺・仏閣・美術品などは自分が撮影した写真や映像であっても使用しないでください。(所有権・敷地管理権)

③ 論文とは異なり単行本の図や表をそのまま引用する場合はご注意ください。図や表は出版社が作成し、出版社が著作権を有しているケースがありますので、文章の著者から許諾を得ただけでは図や表を配信に使用できない場合もあります。

④ 本の表紙や絵は、出版社に問い合わせしてから条件に従って使用してください。

⑤ 当学会は教育機関ではないため、「授業目的公衆送信補償金制度」(令和2年4月28日施行)と関係しません。